

令和 2 年

第 1 回市議会定例会 議案第 4 8 号

函館市港湾施設管理条例の一部改正について

函館市港湾施設管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 2 月 2 6 日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市港湾施設管理条例の一部を改正する条例

函館市港湾施設管理条例（平成 1 2 年函館市条例第 3 8 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

	ウ けい留が 1 年以上 1 年につき	3, 300 円	3, 000 円	
3 けい船 浮標使用 料	けい留時間が 2 4 時間ま でごとに 1 基につき			
	(1) 総トン数 3, 0 0 0 トン未満の船舶	4, 180 円	3, 800 円	を
	(2) 総トン数 3, 0 0 0 トン以上 5, 0 0 0 ト ン未満の船舶	8, 470 円	7, 700 円	
	(3) 総トン数 5, 0 0 0 トン以上 1 0, 0 0 0 トン未満の船舶	12, 650 円	11, 500 円	
(4) 総トン数 1 0, 0 0 0 トン以上の船舶	14, 740 円	13, 400 円		
	ウ けい留が 1 年以上 1 年につき	3, 300 円	3, 000 円	に,

「4 上屋使用料」を「3 上屋使用料」に，「5 港湾施設用地使用料」を「4 港湾施設用地使用料」に，

6 船舶給水施設使用料		特定給水以外の給水	特定給水
	(1) 基本料金 ア 岸壁給水 (ア) 5立方メートルまで (イ) 5立方メートルを超える分1立方メートルまでごとに イ 運搬給水 (ア) 被覆内 a 30立方メートルまで b 30立方メートルを超える分1立方メートルまでごとに (イ) 被覆外 a 30立方メートルまで b 30立方メートルを超える分1立方メートルまでごとに	1,980円 396円 22,440円 748円 28,050円 935円	1,800円 360円 20,400円 680円 25,500円 850円
	(2) 割増料金 ア 勤務時間外の給水および冬期間（12月1日から翌年3月31日まで。以下同じ。）における勤務時間内の給水 イ 冬期間における勤務時間外の給水	給水の種別に応じ、それぞれの基本料金の額の15割に相当する額 給水の種別に応じ、それぞれの基本料金の額の20割に相当する額	

を

5 船舶給水施設使		特定給水以外の給	特定給水
-----------	--	----------	------

用料	岸壁給水 (1) 基本料金 ア 5立方メートルまで イ 5立方メートルを超える分1立方メートルまでごとに	水	
		1,980円 396円	1,800円 360円
	(2) 割増料金 ア 勤務時間外の給水および冬期間（12月1日から翌年3月31日まで。以下同じ。）における勤務時間内の給水 イ 冬期間における勤務時間外の給水	給水の種別に応じ、それぞれの基本料金の額の15割に相当する額 給水の種別に応じ、それぞれの基本料金の額の20割に相当する額	

に、

「7 可動橋施設使用料」を「6 可動橋施設使用料」に、「8 移動式荷役機械使用料」を「7 移動式荷役機械使用料」に、「9 冷凍コンテナ用電気供給施設使用料」を「8 冷凍コンテナ用電気供給施設使用料」に、「10 公共空地占用料」を「9 公共空地占用料」に、「11 水域占用料」を「10 水域占用料」に、「12 土砂採取料」を「11 土砂採取料」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(提案理由)

けい船浮標使用料および運搬給水に係る船舶給水施設使用料を廃止する
ため